

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和4年10月17日・東京都規則第208号

1 概要

(1) 改正理由

東京都自然公園条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第125号。以下「一部改正条例」という。）及び自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号。以下「一部改正法」という。）の改正内容を踏まえ、都立自然公園の利用に係る規制を強化するほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 公園事業となる施設の種類の追加（第3条関係）

公園事業となる施設の種類の追加に、電気自動車に電気を供給するための施設並びに給油施設及び給電施設に類する施設を追加する。

イ 公園事業の執行の認可申請、変更申請及び特別地域内における行為の許可申請に係る添付書類の変更等（第6条、第9条及び第20条関係）

添付を必須とする平面図その他の図面の縮尺について、一定の縮尺程度の図面でも可能とするほか、一部改正法を踏まえ所要の改正を行う。

ウ 地位の承継を行う場合の提出書類の追加（第11条関係）

譲受人が個人である場合の住民票の写し、譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費に係る書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類等を提出書類として追加するほか、規定を整備する。

エ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準の変更等（第23条関係）

特別地域における工作物の新築、改築又は増築の許可基準として、照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについての基準を追加するほか、一部改正法を踏まえ所要の改正を行う。

オ 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等（第25条関係）

特別地域内における許可又は届出を要しない行為を新たに追加するほか、規定を整備する。

カ 普通地域内における届出を要しない行為の追加等（第 28 条関係）

普通地域内における届出を要しない行為を新たに追加するほか、規定を整備する。

キ 特別地域又は集団施設地区内において規制される行為の追加（第 29 条の 2 関係）

一部改正条例第 17 条第 1 項第 3 号の「規則で定める行為」として、野生動物の生態に影響を及ぼす行為を新たに定める。

ク 公園管理団体に関する規定の追加（第 35 条の 2 及び第 36 条関係）

公園管理団体となることができる法人を定める。

また、公園管理団体として指定する者の要件を追加するほか、規定を整備する。

ケ 東京都立大島動物公園の開園時間の変更（別表第二関係）

東京都立大島動物公園の開園時間を 9 時に変更する。

コ 別記様式の改正

イの改正に伴い一部の様式の備考中「以上」を「程度」に改めるほか、所要の改正を行う。

サ その他

規定の追加に伴う条ずれの修正など、規定の整備を行う。

2 施行日

(2) アからクまで、コ及びサ 令和 4 年 12 月 1 日（一部改正条例の施行日に同じ）

(2) ケ 令和 5 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3508